改正

令和2年2月3日訓令第1号

上富良野町職員の懲戒処分等に関する訓令

- 上富良野町職員の懲戒処分に関する訓令(平成18年上富良野町訓令第10号)の全部を改正する。 (趣旨)
- 第1条 この訓令は、上富良野町職員(以下「職員」という。)の非違行為に対する懲戒処分並びに 訓告及び厳重注意(以下「懲戒処分等」という。)の措置を公正かつ厳正に行うため、標準的な処 分量定の基準等について、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。)をいう。
 - (2) 交通法規 道路交通法 (昭和35年法律第105号) をいう。

(懲戒処分等を行う範囲)

- 第3条 懲戒処分等は、職員の職務上における非違行為のほか、職務外における非違行為についても 適用する。
- 2 職員を懲戒処分等に付する場合において、当該職員に対して教唆し、又は幇助して非違行為を発生させた職員は、当該職員に準じて懲戒処分等を行うものとする。

(懲戒処分等の種類)

- 第4条 地方公務員法第29条第1項の規定に基づき職員の非違行為に対して行う懲戒処分は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 免職 職員を懲罰として勤務関係から排除する処分
 - (2) 停職 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和28年上富良野町条例第3号。以下「条例」という。)第4条に規定する一定期間、職員を懲罰として職務に従事させない処分
 - (3) 減給 条例第3条に規定する一定期間、職員の給料(給料を計算の基礎とする各種手当を除く。)の一定割合を減額して支給する処分
 - (4) 戒告 職員の非違行為の責任を確認し、その将来を戒める処分
- 2 職員の行った非違行為のうち、その態様等が軽微であり、懲戒処分に至らない程度の行為であっても、当該非違行為を行った職員に対し、非違行為の内容及び対応に関する文書の提出を求めるとともに、その責任の確認と反省を促し戒めるため、文書により訓告又は厳重注意の措置を行うものとする。

(非違行為の報告)

- 第5条 職員は、公務中又は公務外に関わらず、次の各号に掲げる非違行為を起こしたときは、それ ぞれ同号に定める報告書により、速やかに所属長に報告しなければならない。ただし、当該職員が 報告することができない場合にあっては、事実を確認した他の職員が当該非違行為を起こした職員 に代わって報告しなければならない。
 - (1) 交通事故又は交通法規違反 交通事故(交通法令違反)報告書(別記様式第1号)
 - (2) 前号以外の非違行為 非違行為報告書(別記様式第2号)
- 2 前項の規定により職員から報告を受けた所属長は、その内容を速やかに町長に報告しなければならない。

(審査の基準)

- 第6条 懲戒処分等の審査は、上富良野町職員行政処分審査委員会規則(平成18年上富良野町規則第33号)の規定に基づく審査委員会で行い、次条に定める標準的な処分量定の基準を参考に次に掲げる情状等を考慮のうえ、判断するものとする。
 - (1) 非違行為の動機、態様及び結果
 - (2) 故意又は過失の程度
 - (3) 非違行為を行った職員の職責と非違行為との関係
 - (4) 他の職員及び社会に与える影響

- (5) 過去の非違行為歴
- (6) 日頃の勤務態度
- (7) 非違行為後の対応

(懲戒処分の基準)

- 第7条 職員の非違行為に対して行う懲戒処分等の標準的な処分量定の基準(以下「処分基準」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 地方公務員法に関するもの

服務義務違反等懲戒処分の量定基準 (別表第1)による。

(2) 交通法規に関するもの

交通法規違反等懲戒処分の量定基準(別表第2)による。

2 前項の処分基準に掲げられていない非違行為については、当該処分基準に掲げる取扱いに準じて、 当該非違行為に対する懲戒処分等を判断するものとする。

(処分の併合等)

- 第8条 職員が行った行為が2以上の懲戒事項に該当する場合は、その重きにより処分する。
- 2 職員が行った2以上の行為がそれぞれ懲戒事項に該当する場合は、併合して処分する。

(情状等による処分の加重又は軽減)

- 第9条 職員の非違行為に次に掲げる事由があるときは、標準的な処分量定にかかわらず、加重又は 軽減して処分することができる。
 - (1) 加重することができる事由
 - ア 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
 - イ 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるとき。
 - ウ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
 - エ 過去2年以内に非違行為を行ったことを理由として懲戒処分等を受けたことがあるとき。
 - オ 過去5年以内に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分等を受けたことがあると き。
 - カ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。
 - キ 非違行為の事実を隠ぺいしたとき。
 - (2) 軽減することができる事由
 - ア 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
 - イ 非違行為の程度が軽微である等特別の事情があるとき。
 - ウ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。
- 2 前項の規定による軽減又は加重に基づく処分等の種類は、概ね次表の例によるものとする。

懲戒処分等	軽減する場合	加重する場合
免職	停職又は減給6月	
停職	減給	免職
減給	戒告	停職
戒告	訓告	減給
訓告	厳重注意	戒告
厳重注意	不問	訓告

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。
 - (上富良野町職員事件事故審査委員会規程の廃止)
- 2 上富良野町職員事件事故審査委員会規程(平成18年上富良野町訓令第9号)は、廃止する。

附 則(令和2年2月3日訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

服務義務違反等懲戒処分の量定基準

1 標準例

□ 惊华例			I= :# 1L L L
- 1	処分	↑事田(非遅行為の種類) -	標準的な処分量 定
1 一般服 新業務処		ア 正当な理由なく過去1年間に2日以内の間勤 務を欠いた場合	減給又は戒告
理関係		イ 正当な理由なく過去1年間に3日以上10日以 内の間勤務を欠いた場合	減給
(1)	欠勤	ウ 正当な理由なく過去1年間に11日以上20日以 内の間勤務を欠いた場合	停職又は減給
		エ 正当な理由なく過去1年間に21日以上の間勤 務を欠いた場合	免職又は停職
(2)		正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰 り返し勤務を欠いた場合	戒告
(3)		病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をし た場合	減給又は戒告
(4)	不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、又は職 務遂行にあたって上司の命令に従わない等により 公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
(5)		ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱 した場合	停職又は減給
	F序を乱す F為	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱 した場合	減給又は戒告
(6)		事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	減給又は戒告
(7)	違法な 6員団体活	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反 して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又 は本町の活動能率を低下させる怠業的行為をし た場合	減給又は戒告
動		イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反 して同項前段に規定する違法な行為を企て、又は その遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおっ た場合	
		ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の 運営に重大な支障を生じさせた場合	免職又は停職
(8)	秘密漏	イ アの場合において、自己の不正な利益を図る目 的で秘密を漏らした場合	免職
え	. L\	ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒
	政治的 的を有す 文書の配	政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告
	認等を得	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合	

ス札等により行う契約の締結に関し、その職務に 反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者 その他の者に予定価格の入札等に関する秘密を教 免職又は停職 示すること又はその他の方法により、当該入札等の 公正を書すべき行為を行った場合 (12) 個人の 秘密情報の 目的外収集 大た文書等を収集した場合 不				
(12) 個人の 秘密情報の 目的外収集 ア 場行者とでいた場合 (13) セクシームで、対しているでは、対しているが、に、は、対しているが、に、は、対しているが、は、対しているでは、対しているが、は、対しているでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、は、対し、対し、は、対し、対し、は、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、			反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者	
(12) 個人の 秘密情報の 目的外収集				
目的外収集		(12) 個人の		
(13) セクシュアル・ハラスメント (14) パワー・ハラスメント (15) その他のハラスメント (16) 不適正 な実務処理により、16) 不適正 な業務処理による精神疾患に罹患した場合 (16) 不適正 な業務処理 (17) 不の重積によい、職務の怠慢による場合又は 職務命令に従わず、同様の不適正な業務処理を持り返し行い、公務の運営に支降を (16) 不適正 な業務処理 (17) 不の場合において、お神の・カストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 (16) 不適正 な業務処理により、和手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 (16) 不適正 な業務処理により、北手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 (16) 不適正 な業務処理により、不利益や不快感を解してみの重積による精神疾患に罹患した場合 (16) 不適正 な業務処理により、不利益や不快感を解り返し与えた場合 (16) 不適正な業務処理により公務の運営に支降を 方えた場合 (16) 不適正 な業務処理により公務の運営に支障を 方えた場合 (16) 不適正 な業務処理により公務の運営に支障を 大力表して、公務の運営に重大な支障を与え、又は重大な損害を与えた場合 (16) 公舎 (17) 横領 公金又は公物を変取した場合 免職 (18) 許取 人を欺いて公金又は公物を交付させた場合 免職 (15) 盗費 生大る場合とりな金又は公物を変更した場合 免職 (15) 盗難 大き機に職場において公物を損壊した場合 機能又は戒告 (15) 盗難 大き機により公を取ばる物を変更した場合 免職 (15) 盗難 大き機により公金又は公物を変更した場合 免職 (15) 盗難 大き機により公金又は公物を盗難により亡 戒告 (15) 盗難 大き機により公金又は公物を盗難により亡 戒告 故意に職場において公物を損壊した場合 滅捨又は戒告				減給又は戒告
(13) セクシュアル・ハラスメント (14) パワー・ハラスメント (15) その他のハラスメント (16) 不適正な業務処理 (16) 不適正な業務処理 (16) 不適正な業務処理 (16) 不適正な業務処理 (16) 不適正な業務処理 (17) 横領 (17) 不の場合において、特神的・身体的苦痛を与えた場合 (18) 不適正な業務処理 (19) での場合において、精神的・身体的苦痛を与えた場合 (10) 不適正な業務処理により、不利益や不快感を繰り返したこと場合 (15) その他のハラスメント (16) 不適正な業務処理 (16) 不適正な業務処理 (16) 不適正な業務処理 (16) 不適正な業務処理 (17) 横領 公金又は公物を変取した場合 (18) 不適正な業務処理 (19) 日 横領 公金又は公物を変付させた場合 免職 (10)			し、又は職場における上司·部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為を	免職又は停職
言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度 免職又は停職 た場合		ュアル・ハラ	な言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言	停職又は減給
(14) パワー・ハラスメント			言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度 の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患し た場合	免職又は停職
(14) パワー・ハラスメント (15) その他のハラスメント (16) 不適正な業務処理 (17) 横領 公金又は公物を強領した場合 (18) 公歌取(2) 窃取 (2) 窃取 (4) 紛失 公金又は公物を欲失した場合 (16) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 (5) 盗難 (5) 盗難 (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 滅給又は戒告 (5) 盗難 (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 滅捨又は戒告 (5) 盗難 (5) 盗難 (5) 盗難 (6) 公物損 故意に職場において公物を負壊した場合 滅捨又は戒告 (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 滅捨又は戒告 (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 滅捨又は戒告 (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 滅捨又は戒告 (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 滅給又は戒告 (6) 次物損 故意に職場において公物を損壊した場合 滅給又は戒告 (6) 次の過程により公金又は公物を強難により亡 大人と (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 滅給又は戒告 (6) 次の過程により公金又は公物を強難により亡 大人と (6) 次の過程により公金又は公物を必要により亡 大人と (6) 次の過程により (6) 次の過程により (6) 次の過程により (7) 次の過程により			エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつ な言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
(15) その他のハラスメント、パワー・ハラスメントのほか、本人の意図にかかわらず、人格と専厳を傷つける言動により、不利益や不快感を繰り返し与えた場合 イ アの場合において、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 イ アの場合において、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 イ アの場合において、職務の意慢による場合又は職務命令に従わず、同様の不適正な業務処理を繰り返し行い、公務の運営に重大な支障を与え、又は重大な損害を与えた場合 2 公金・公物取扱い関係 (1) 横領 公金又は公物を横領した場合 免職 (2) 窃取 公金又は公物を窃取した場合 免職 (3) 詐取 人を欺いて公金又は公物を交付させた場合 免職 (4) 紛失 公金又は公物を分けさせた場合 免職 (4) 紛失 公金又は公物を分けさせた場合 規告 (5) 盗難 大な過失により公金又は公物を盗難により亡 大した場合 成治 対意に職場において公物を損壊した場合 減給又は戒告			を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・ 身体的苦痛を与えた場合又は職場環境を悪化さ	減給又は戒告
(15) その他のハラスメントのほか、本人の意図にかかわらず、人格と尊厳を傷つける言動により、不利益や不快感を繰り返し与えた場合 7 アの場合において、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 7 アの遺伝による精神疾患に罹患した場合 元値正な業務処理により公務の運営に支障を与えた場合 7 アの場合において、職務の怠慢による場合又は職務命令に従わず、同様の不適正な業務処理を繰り返し行い、公務の運営に重大な支障を与え、又は重大な損害を与えた場合 2 公金・公物取扱い関係 (2) 窃取 公金又は公物を積領した場合 免職 (2) 窃取 公金又は公物を窃取した場合 免職 (3) 詐取 人を欺いて公金又は公物を交付させた場合 免職 (4) 紛失 公金又は公物を紛失した場合 免職 (5) 盗難 上、大を欺いて公金又は公物を盗難により亡失した場合 元統告 大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大		ント	ることにより、相手が強度の心的ストレスの重積	
イ アの場合において、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合		のハラスメ	メントのほか、本人の意図にかかわらず、人格と 尊厳を傷つける言動により、不利益や不快感を繰	減終▽仕載失
与えた場合		ント		停職又は減給
な業務処理				戒告
物取扱い 関係 (2) 窃取 公金又は公物を窃取した場合 免職 (3) 詐取 人を欺いて公金又は公物を交付させた場合 免職 (4) 紛失 公金又は公物を紛失した場合 戒告 (5) 盗難 重大な過失により公金又は公物を盗難により亡失した場合 戒告 (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 減給又は戒告			職務命令に従わず、同様の不適正な業務処理を繰 り返し行い、公務の運営に重大な支障を与え、又	減給
物取扱い 関係 (2) 窃取 公金又は公物を窃取した場合 免職 (3) 詐取 人を欺いて公金又は公物を交付させた場合 免職 (4) 紛失 公金又は公物を紛失した場合 戒告 (5) 盗難 重大な過失により公金又は公物を盗難により亡失した場合 戒告 (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 減給又は戒告	2 公金・公	(1) 横領	公金又は公物を横領した場合	 免職
関係 (3) 詐取 人を欺いて公金又は公物を交付させた場合 免職 (4) 紛失 公金又は公物を紛失した場合 戒告 (5) 盗難 重大な過失により公金又は公物を盗難により亡 大した場合 (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 減給又は戒告				•
(4) 紛失 公金又は公物を紛失した場合 戒告 (5) 盗難 重大な過失により公金又は公物を盗難により亡失した場合 戒告 (6) 公物損 故意に職場において公物を損壊した場合 減給又は戒告				<u> </u>
(5) 盗難				
		(5) 盗難	重大な過失により公金又は公物を盗難により亡	
Λ /7		(6) 公物損		減給又は戒告

	壊		
	-3X	└ │ 過失により職場において公物の出火を引き起こ	
	(7) 失火	した場合	戒告
	(8) 諸給与		
	の違法支	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した	
	払・不適正受	場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をする	減給又は戒告
	A E	などして諸給与を不正に受給した場合	
	(9) 公金公		
	物処理不適	自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適	 減給又は戒告
	正	正な処理をした場合	// 次中ロ < 16 /
		│ ア 職務に関連のないWEB閲覧や私用メールな	
		ど職場のコンピュータを不適正な目的で使用し、	減給又は戒告
	(10) コンピ	公務の運営に支障を生じさせた場合	// 次中ロ < 16 /
	ュータの不	イパスワード等を業務に関係しない職員以外の	
	適正使用	「	停職又は減給
		の不正なアクセス等を幇助した場合	
3 公務員		職務に関し賄賂を収受し、又はその要求若しくは	
倫理関係	(1) 収賄	職物に関じ時間を収集してはその要が有しては 約束をした場合	免職
加强风水	(2) 利害関		
	係者からの	利害関係者から金銭・物品の贈与、供応接待、遊	停職、減給又は戒
	利益供与	戯・旅行その他の利益供与を受けた場合	告
4 公務外	(1) 放火	<u> </u>	 免職
非行関係	(2) 殺人		免職
76 17 181 18	(3) 傷害	人の身体を傷害した場合(正当防衛を除く)	^{売職} 停職又は減給
	(4) 暴行・け		
	んか	るに至らなかった場合	減給又は戒告
	(5) 器物損	るに主りなが、フに物日 	
	(5) 品物損 ・ 壊	故意に他人の物を損壊した場合	減給又は戒告
	*400	└── ア 自己の占有する他人の物を横領した場合	 免職又は停職
	(6) 横領	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を	
	(0) 頂原	可	減給又は戒告
			 免職又は停職
	(7) 窃盗・強		元戦人は庁戦
	盗	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した 場合	免職
	(8) 詐欺・恐		
		人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職又は停職
	<u>~6)</u>		減終立は世生
	(9) 賭博	ア 賭博をした場合	減給又は戒告 ^停
	(10) 広歩 学	イー常習として賭博をした場合	停職
	(10) 麻薬・覚	麻薬・大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の	分 啦
	せい剤等の	所持、使用、譲渡等をした場合	光
	所持等		
	(11) 酩酊に L Z 細野か	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑なりはるような薬しく 料野又は利果な言動など	
		惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をし た場合	拠稿又は戕吉
	言動等		
	(12) 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益	
		を対償として供与し、又は供与することを約束して ※行なした場合	尤根人は テ眼
		淫行をした場合 - ひせの提訴又は乗物にないて応逆行された!	
	(13) 痴漢行	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場	庁順乂は減縮

	為	合	
	(14) 盗 盗	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	停職又は減給
	(15) ストー カー行為	特定の人に対する好意の感情又はその好意がかなわなかったことに対する怨念の感情によりつきまとい等の行為を繰り返し行った場合	免職又は停職
5 監督責 任関係	(1) 指導監 督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理 監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合	減給又は戒告
	(2) 非行の 隠ぺい又は 黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、 その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職又は減給

別表第2 (第7条関係)

交通法規違反等懲戒処分の量定基準

1 標準例

・ 保午内	人身事故		**** +4-	7.0%	
違反行為の種類	死亡事故	重傷事故	軽傷事故	物損事故	その他
(1) 酒酔い運転	免職	免職	免職	免職	(左欄に該当しない場合) 免職又は停職 (事情を知りながら同乗し た場合) 免職、停職又は減給
(2) 酒気帯び運 転	免職	免職	免職又は停 職	免職又は停 職	(左欄に該当しない場合) 免職又は停職若しくは減給 (事情を知りながら同乗し た場合) 免職、停職又は減給
(3) 無免許運転	免職	免職	停職又は減 給	停職又は減 給	(左欄に該当しない場合) 停職又は減給
(4) 速度制限違 反					(左欄に該当しない場合)
ア 50km以上	免職	停職	減給	減給	減給
イ 一般30km~49	免職又は停	停職又は減	停職又は減	減給又は戒	戒告
km 高速40km~49 km	職	給	給	告	
km 高速25km~39		停職又は減 給	停職又は減 給	戒告又は訓 告	訓告又は厳重注意
km (5) ひき逃げ・当 て逃げ	免職	免職	停職又は減 給	停職又は減 給	
(6) 前歴により 免許停止	_	_	_	_	減給又は戒告
(7) 前歴により 免許取消	_	_	_	_	停職又は減給
(8) その他の安	停職又は減	停職又は減	減給又は戒	訓告又は戒	訓告又は厳重注意(公務に限

全運転義務違反	給	給	告	告(公務に	る。)
				限る。)	
(9) 自転車運転 の危険行為によ る2回以上の警 告	_	_	_	_	減給又は戒告

備考

- 1 「死亡事故」とは、交通事故が主たる原因となって、24時間以内に死亡者を生じた事故をいう。
- 2 「重傷事故」とは、医師の治療を受け、又は受ける必要があるもののうち、1月以上の治療を要し、又は治療が見込まれる事故をいう。
- 3 「軽傷事故」とは、医師の治療を受け、又は受ける必要があるもののうち、1月未満で治癒し、 又は治癒すると見込まれる事故をいう。
- 4 「無免許運転」には、無資格運転及び仮免許運転違反を含む。
- 5 「物損事故」とは、他人の構造物その他の損壊を生じた事故をいう。
- 6 「その他」とは、事故を生じない交通法規違反をいう。
- 7 交通事故は、職員の重大な過失又は不注意による場合で、過失割合が概ね8割以上ある場合とし、 事故等の種別によって処分する。
- 8 1~3について、事故後の措置義務違反をした場合は、いずれの場合も免職とする。